資料１－１

佐賀地区管理保全協議会規約　新旧対照表　（案）

改正後	改正前
佐賀地区管理保全協議会規約 第１条～第４条　略 （幹事会） 第５条　略 ２　略 ３　幹事会に幹事長を置き、佐賀市**経済**部長の職にある者をもって充てる。 ４～５　略 （事務局） 第６条　協議会の事務を処理するため、佐賀市**経済**部歴史・文化課に事務局を置く。 附 則　（略） **附 則** **この規約は、令和８年５月１４日から施行する。**	佐賀地区管理保全協議会規約 第１条～第４条　略 （幹事会） 第５条　略 ２　略 ３　幹事会に幹事長を置き、佐賀市**地域振興**部長の職にある者をもって充てる。 ４～５　略 （事務局） 第６条　協議会の事務を処理するため、佐賀市**地域振興**部歴史・文化課に事務局を置く。 附 則　（略）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第１中
<table>
<tr><td>福岡県市町村・地域振興部　文化局
九博・世界遺産・文化施設課</td><td>九博・世界遺産・文化施設課長</td></tr>
</table>
別表第２中
<table>
<tr><td>福岡県市町村・地域振興部　文化局
九博・世界遺産・文化施設課</td><td>九博・世界遺産・文化施設課　世界遺産係長</td></tr>
<tr><td>大川市</td><td>企画課課長補佐</td></tr>
<tr><td>佐賀市</td><td>経済部長</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１中
<table>
<tr><td>福岡県人づくり・県民生活部文化振興課</td><td>九州国立博物館・世界遺産室長</td></tr>
</table>
別表第２中
<table>
<tr><td>福岡県人づくり・県民生活部文化振興課</td><td>九州国立博物館・世界遺産室世界遺産班長</td></tr>
<tr><td>大川市</td><td>企画課係長</td></tr>
<tr><td>佐賀市</td><td>地域振興部長</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>